平成28年度【後期分】大学院博士課程奨学制度(KWS)の 公募について(案内)【医学教育部博士課程】 (平成21年度入学者から適用)

この制度は、大学院博士課程(前期課程及び法曹養成研究科を除く。以下、「博士課程」という。)の 学生を<u>リサーチ・アシスタント又はティーチング・アシスタント(以下「RA等」という。)として</u> 雇用し、その対価として年間授業料の半額相当(267,900円)の経済的支援を行うことにより、本学にお ける教育研究の活性化を図ることを目的として実施するものです。

1. 採用される身分、資格、申請手続等について

別紙「熊本大学大学院博士課程奨学制度(KWS)の実施要領」で確認してください。

- ※本制度は、平成21年度入学・進学生からの適用となります。
- ※外部資金に基づきRA雇用されている場合は、申請できません。
- ※熊本大学に雇用され、年間授業料の半額相当(267,900円)の給与を受けている(受ける予定も含む。)場合も、申請できません。
- ※本制度(KWS)と大学院博士課程奨学金給付制度(KDS)を重複して申請することはできません。 <u>ただし、大学院博士課程奨学金給付制度(KDS)に申請し、不採択となった場合は、本制度</u> (KWS)に申請することができます。結果発表後に、下記の提出期限日までに申請してください。

2. 申請書類の提出期限、提出先

提出書類:①申請書(両面印刷)

- ②研究計画書(簡潔な記載で可。)
 - ※1年次と2~4年次で様式が異なりますので注意してください。
 - ◎申請後、採用手続きのため、印鑑・通帳・学生証・在留カード(留学生のみ)が、 すぐに必要となりますので、事前にご準備ください。
- ③研究報告書(KWS 採用期間終了日までに、医学事務チーム教務担当へ紙媒体で提出すること。)

提出期限:平成28年9月23日(金)まで【厳守】

(ただし、新入生(平成28年10月入学者)は、平成28年10月28日(金)までとします。授業料免除申請を予定している者は、免除選考の結果、非該当となった場合に、本制度への申請が可能となります。そのため、申請期間は免除選考結果判明後から平成28年12月9日(金)までとします。)

提出先:医学事務チーム教務担当(医学教育図書棟3階)

※各種様式は医学教育部HPの「学生・教職員へのお知らせ」→「経済的支援について」のページ (http://www.medphas.kumamoto-u.ac.jp/medgrad/keijiban/keizaishien.html) からダウンロードできます。

3. 採用決定の時期

後期分:11月上旬頃(予定)

4. その他の注意事項

- 1)申請を希望する学生は、申請資格を確認の上、必要書類を作成し指導教員の確認を経て、提出願います。
- 2) 平成28年度後期のRA等としての採用時間数は、原則105時間を予定しておりますが、指導教員の採用計画時間及び本学における他制度での雇用実績等により調整する場合があります。
- 3) 本制度において採用計画を立てられる際は、将来的に別経費での雇用の計画がないかご確認ください。 本制度により RA 雇用している学生を別経費により雇用することが判明し、かつ、その雇用期間内の給与が 年間授業料の半額相当額(267,900円)を超える場合、本制度の適用資格を失うことになります。
- 4) 授業料免除申請者で免除選考の結果、非該当となり本制度への申請を希望する者については、 結果発表後に、上記の提出期限日までに申請してください。
- 5) 本制度によるRA等の雇用は前期及び後期ごとに行いますので、前期分に採用された方で、後期分を引き続き希望される場合も申請が必要となります。この場合の提出書類は、申請書のみとなります。

5. 本件に関する問い合わせ先

熊本大学 生命科学系事務課 医学事務チーム教務担当

TEL 096-373-5025 (内線 5028) E-mail: iyg-igaku@jimu.kumamoto-u.ac.jp